

山梨県公報

号外第十五号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

条 例

- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(障害福祉課)
- 1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(都市計画課)
- 1 道路運送法施行規則の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十八号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項第五号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第八条第二項第三号及び第七十四条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十九号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「長距離急行運送」を「長距離急行運送等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番